別記様式第１号

プロポーザル方式に係る手続き開始の公示

次のとおりプロポーザルの提出を招請します。

令和８年１０月２２日

東広島市長　　髙　垣　廣　徳

１　業務内容

(1) 業務名

東広島市就労支援事業及び就労準備支援事業業務

(2) 業務の仕様等

プロポーザル説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

令和９年４月１日から令和１２年３月３１日まで（３か年）

(4) 提案上限額

９２，８２６，０００円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

２　プロポーザル参加資格

本プロポーザルへの参加資格者は、法人格を有する団体で、次の各号に掲げる条件を全て満たす者であること。

(1) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「施行令」という。）第１６７条の４第１項の規定による入札参加制限を受けている者

イ　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の適用を申請したもので、同法に基づく裁判所からの更正手続開始決定がされていない者

ウ　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の適用を申請したもので、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者

エ　手形交換所による取引停止処分を受けてから２年間を経過しない者又は本プロポーザル参加表明書提出期限日前６か月以内に手形小切手の不渡りを出した者

オ　手続開始の公示の日から契約締結の日までの間のいずれかの日において、東広島市の指名除外措置を受けている者

カ　施行令第１６７条の４第２項に該当する者で、市長が入札に参加させないこととした者

キ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団又は東広島市暴力団排除条例（平成２３年条例第１６号）第２条第２号に規定する暴力団員等の統制の下にある者

ク　宗教活動や政治活動を主たる目的とする者

(2) 本プロポーザル参加表明書及び企画提案書の提出期限の日から契約締結日の前日までの間のいずれかの日において、営業停止処分を受けていないこと。

(3) 市町村税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

(4) 職業安定法（昭和２２年法律第１４１号）第３０条第１項に基づく厚生労働大臣の許可を受けた有料職業紹介事業者又は同法第３３条第１項に基づく厚生労働大臣の許可を受けた無料職業紹介事業者であること。

3　プロポーザル手続等

(1) プロポーザル説明書及び仕様書等入手方法

プロポーザル説明書及び仕様書等は、東広島市のホームページからダウンロードすることにより、入手することができる。ただし、これにより難い場合（ダウンロードができない場合を含む。）は、次のとおり交付する。

ア　交付場所

〒739-8601　東広島市西条栄町８番２９号

東広島市健康福祉部地域共生推進課（東広島市役所本庁舎２階）

電話（０８２）４９３－５６２１

イ　交付期間

令和８年１０月２２日（木）から令和８年１１月４日（水）まで（東広島市の休日を定める条例（平成元年東広島市条例第６号）第１条第１項に規定する休日を除く。）の午前９時から午後５時までの間、随時交付する。

(2) プロポーザル参加資格の参加表明

ア　本件プロポーザルへの参加を希望する者は、プロポーザル説明書に明記されているプロポーザル参加表明書及び必要な添付書類（以下「プロポーザル参加表明書等」という。）を提出しなければならない。

確認の結果、プロポーザル参加資格に適合するとされた者に限り、プロポーザルに参加することができる。

イ　提出先

３(1)アの場所

ウ　提出期限

令和８年１１月４日（水）　午後５時００分

エ　提出方法

持参又は郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成１４年法律第９９号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者又は同条第９項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第２項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。）による。ただし、郵送等による場合は、３(2)ウの期限までに必着することとする。

オ　プロポーザル参加資格の確認結果の通知

令和８年１１月９日（月）までに通知する。

(3) 質問書の提出期限及び提出方法並びに回答方法

ア　提出先

３(1)アの場所

イ　提出期限

令和８年１１月２５日（水）　午後５時００分

ウ　提出方法

持参、ファクシミリ又は電子メールによる。ただし、ファクシミリ又は電子メールによる場合は、３(3)イの期限までに必着することとする。その提出に当たっては、質問書が受付場所に到達していることを電話により速やかに確認すること。

エ　質問に対する回答方法

令和８年１２月２日（水）に東広島市ホームページに掲載する。

(4) 提案書の提出期限及び提出方法

ア　提出先

３(1)アの場所

イ　提出期限

令和８年１２月１１日（金）　午後５時００分

ウ　提出方法

持参又は郵送等による。ただし、郵送等による場合は、３(4)イの期限までに必着することとする。その提出に当たっては、提案書が受付場所に到達していることを電話により速やかに確認すること。

4　最優秀提案者の決定

(1) 審査方法

提案書の内容（プレゼンテーション・ヒアリングを行う場合においては、その内容を含む。）を基に、あらかじめ定めた提案書評価基準に従い、選定委員会が審査し、評価基準に定める要件を満たし、かつ、最も高い評価値を得たものを最優秀提案者として決定する。

(2) 評価基準

プロポーザル説明書による。

(3) 結果の通知

最優秀者を特定した後は、速やかに全ての提案書の提出者に対して、その結果を通知する。

5　その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約保証金

契約締結の前に契約金額の１００分の１０以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、東広島市契約規則（平成２０年東広島市規則第１４号）第３４条第１項各号のいずれかに該当するときは、契約保証金を免除する。

(3) プロポーザル参加者に求められる義務

プロポーザル参加者は、契約を担当する職員からプロポーザル参加表明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 契約書（当該契約書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）作成の要否

要

(5) その他

プロポーザル説明書による。

６　問い合わせ先

〒739-8601　東広島市西条栄町８番２９号

東広島市健康福祉部地域共生推進課（東広島市役所本庁舎２階）

電話（０８２）４９３－５６２１、ファクシミリ（０８２）４２３－８０６５

メールアドレス　hgh200932@city.higashihiroshima.lg.jp